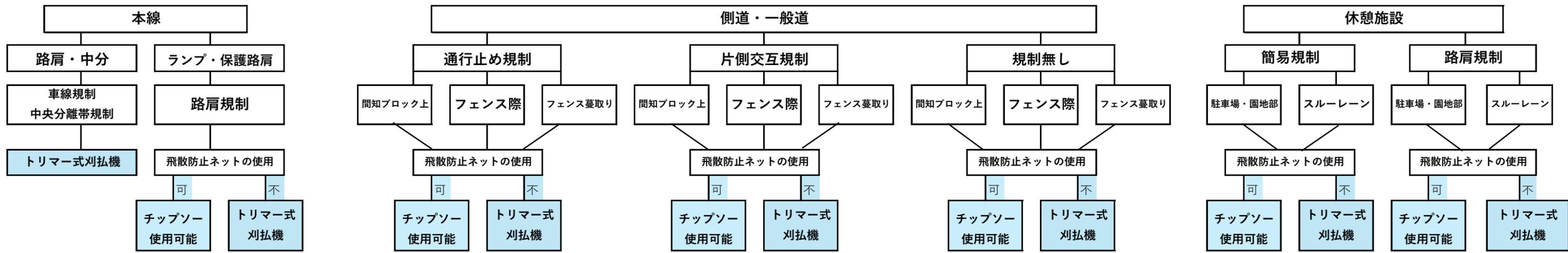


**刈り払い機を使用する作業は、すべてケーブル近接作業で協議を行う。
作業前にケーブル付近は手刈りよりケーブルを目視できるようにする。**



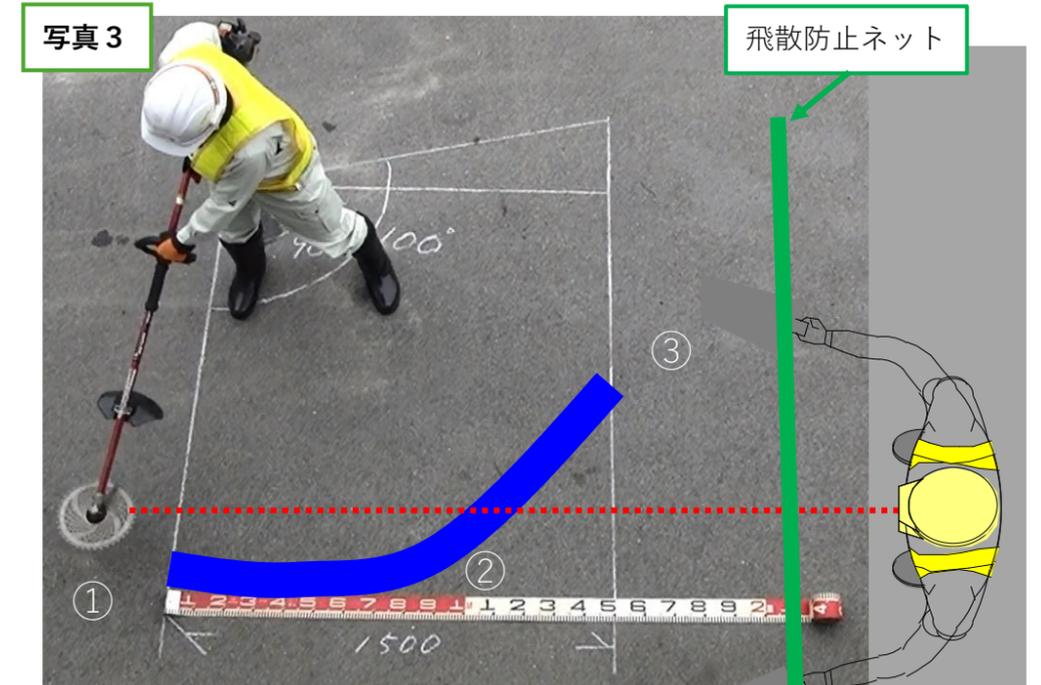
チップソー刈り払い機の使用禁止条件

- 1 露出ケーブル・架設ケーブルの近接作業
- 2 作業位置から15m以内に構造物、車輛等第三者に影響を及ぼす場合
- 3 飛散防止ネットが（写真3）のように設置出来ない場合
- 4 作業位置が飛散防止ネット設置位置から高さ1m以上になる場合（切り土法面）
- 5 交通量が多く通行車輛に影響を及ぼす場合（歩行者含む）

※**隔離** 約15mの根拠
多治見事業所において過去にチップソーにて飛石の検証実験を実施（別紙）11mまで飛石の飛散が確認された経緯があり
約15mの隔離を設定。

飯田事業所では、基本的にはトリマー式刈り払い機を使用しているが黄色枠内のチップソー刈り払い機の使用禁止の条件以外の場合は（写真3）の位置で飛散防止ネットを設置して作業を行うことができる。

※写真3のように飛散防止ネットが設置出来ない場合はトリマー式刈り払い機を使用すること。



ネット設置位置は刈り刃から2.0m以上3.0m未満で刈り払い機の振りに接触しない位置で設置。
ネット中心が刈り払い刃の位置となるようにネット持ち手は常に刃の位置を確認して移動する。